

令和 5 年 10 月 6 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

(公社)兵庫県精神福祉家族会連合会  
会長 新銀 輝子

## 精神障害者の福祉施策に関する要望書

貴職ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また平素は当会の活動にご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、兵家連は県からの委託事業としてピアサポーター人材養成事業、地域生活の理解促進事業、障害者のデジタルデバインド解消事業、電子媒体を利用した『ひきこもり状態にある者の家族交流の場』事業、地区別精神保健福祉研修会、こころの病家族教室、電話相談、精神障害者相談員のスキルアップ研修会等様々な事業を実施させて頂いています。又、独自事業として、重度障害者医療費助成拡大のためのセミナー開催を進めています。一方、精神障がい福祉施策については、問題が多く残っています。ここに、兵家連としての要望書を提出します。ご多忙中とは思いますが、10 月中に文書にてご回答下さいます様お願い申し上げます。

## 記

### 【他障がいの同等の支援を】

- 2021 年 6 月 11 日国土交通大臣指示通知により、『精神障害者に JR の割引の導入促進』が明確に記載されていますが、未だに実現に至っていません。JR 西日本及び、神姫バス、阪急バス、阪神バスや山陽電鉄等の私鉄交通業者に割引の導入要請のために、『ユニバーサル社会づくり兵庫推進会議の公共交通部会』に参加させてください。又は、県と上記事業者と兵家連 3 者の意見交換会のセッティングをお願いします。
- 身体障害者相談員制度は昭和 42 年に制度化され、2017 年 4 月で 7,664 人、知的障害者相談員制度は昭和 43 年に制度化され、同 3,375 人と障害者 200 人に一人の割合で配置されています。一方、精神障害者相談員は何度も要望していますが任命制度はありません。是非、他障がいと同等の制度化を国に要望していただくをお願いします。
- 重度障害者医療費助成の対象を精神 1 級のみから 2 級、3 級に拡大してください。精神障害者の収入は、例えば、通所型の就労継続支援 B 型事業所での平均月収約 1.6 万円と非常に少ないため、最低限の健康的な生活レベルの確保のために必須の助成です。近隣では奈良県、愛知県等は県全体で対象範囲が拡大されています。兵庫県内でも、2 級、3 級に拡大している市町が増加しています。精神科入院費用の助成も一部の市町村で進められていますが、県としても助成制度を進めてください。
- 兵庫県社会福祉審議会の組織の中に、障害者専門分科会として身体障害者福祉専門分科会がありますが、知的障害者福祉専門分科会や精神障害者専門分科会がありません。国より平成 28 年に精神障害者福祉について審議するようにと通達が出ていますが、組織上表れていません。別の組織にて、3 障がいにて同様の業務が行われているかも知れませんが、非常に違和感があります。至急、改善してください。
- 自動車税や自動車取得税について、精神障害者 1 級には減税処置がありますが、2 級、3 級にはありません。3 項で述べたように、生活レベルは、1、2、3 級とも同じであり、経済的に必須の状況となっています。是非、2 級、3 級に拡大してください。

### 【精神障害者についての教育、啓発の促進】

- 令和 4 年度から高等学校の保健体育で「精神疾患の予防と回復」の教育が始まっています。更に中学、小学校にも進めてください。この教育に関し、学校教職員、教育委員会、関係部局の行政職員全員に研修を実施しているとの回答を頂いていますが、学校での教育や児童生徒および教職員の方々への支援、研修などの機会において、精神疾患・精神障害当事者や家族の病の体験や主体的な対処、回復の過程などの経験と思いを伝え、交流する機会を是非検討して下さい。学校にて「こころの不調」を訴える人が出てきた時に、生徒、家庭、教職員のみならず、地域の関係機関の専門職と繋がるような取組支援を行政として進めて下さい。
- 全国で、精神障害者保健福祉手帳保持者は 84 万人で精神障害者総数 419 万人の僅か 20%です。身体障害者の手帳保持者は 429 万人で総数の 98.4%、知的障害者の手帳保持者は 96 万人で総数の 88.9%と比べて極端に少ないです(平成 28 年度厚生労働省全国調査より)。兵庫県では、身体障害者手帳保持者数は

243,793 人、知的障害者療育手帳保持者数は 48,921 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数は 38,496 人です(厚生労働省平成 28 年データ及び総務省データ平成 28 年度より)。上記の数値からすると、実際の精神障害者数は、兵庫県人口 540 万人に対して、20 万人程度と推定されます。これは、精神障がいに対する偏見及び啓発活動の努力不足によるものと推測します。精神障害保健福祉手帳取得のための県の啓発活動を更に進めて下さい。

- 教育委員会や地域自治会の人権学習会で『精神疾患が特別な病気や障がいのある人だけの問題』から『全ての人が支えあう共生の地域づくり』への啓発をお願いします。
- 国連勧告のフルインクルーシブ教育による権利擁護活動を進めてください。
- 『こころやすらぐひろば』に続き、『電子媒体によるひきこもりを抱える家族交流事業』を継続的に計画頂き有難うございます。又、『障害者に対するデジタルデバインド解消事業』の計画により、障害者及び家族会のデジタル化を図ることが出来ています。今後も、これらの交流事業の継続を要望します。

### 【精神障害者就労の促進】

- 平成 30 年度の厚生労働省職業安定局データによると、精神障害者の就労率は、発達障害者を含めても、5.7%と身体障害者の 10%、知的障害者の 17.5%から比較しても極端に低いです。最近の障害者雇用率も未達です。精神障害者の経済的安定を目指し、就労促進に向けた取組が全県で進められるように、障害者雇用率が高い企業や定着率の高い企業の公表や助成制度等で、更なる推進を進めてください。
- 事業協同組合(特定事業主特例)を広め、精神障害者雇用の拡大を図ってください。
- 企業での精神障害者差別や不当解雇防止のために、実地調査と共に、企業内研修を推進願います。

### 【医療・年金に関する要望】

- 精神病院での患者虐待防止策義務付け、通報義務化、公表義務化がなされましたが、兵庫県での具体的な達成状況を説明願います。精神科特化訪問看護等、アウトリーチ型医療福祉の充実を早急に図ってください。特に地方での施設数が少なく、精力的に整備してください。(地域包括ネットワークの促進)
- 自立支援医療費の自己負担無料化を引き続き国に働き掛けて下さい。

### 【ケアラー(子供のみでなく兄弟姉妹、配偶者、パートナー、親を含む)支援に関する要望】

- 兵庫県で令和 4 年に策定された『兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策』を更に推し進めて、ケアラー・ヤングケアラー支援条例を創設して下さい。

### 【グループホーム・ショートステイの整備状況】

- 県の公的住宅保証制度(兵庫あんしん住宅ネット)の精神障害者への活用を推進して下さい。『人生いきいき住宅助成事業』では精神障害者が対象となっていません。是非、精神障害者も対象として下さい。『人生いきいき住宅助成事業』や「セーフティーネット住宅」と兵庫あんしん住宅ネットとをセットにして、登録件数を増加して下さい。「セーフティーネット住宅」は国と県では予算化されていますが、「市町村で予算化されていない」との声があります。調査の上、市町村にも周知して、予算化出来るようにして下さい。更に、助成制度を改修のみでなく増築・新築の場合も対象になるようにして下さい。又、障害者の高齢者住宅型有料老人ホームやサポート付き住宅設立や改修工事で、これらの助成事業が活用できるようにして下さい。また保証人が居なくても済むような制度を検討して下さい。

### 【福祉サービスにおける要望】

- 障害福祉サービスのうち、訓練等給付の就労移行支援の有効期間について支給決定期間は 2 年を上限とする(場合によっては更に 1 年追加)とあります。生涯一度きりではなく、必要に応じて数回、当該サービスを受けられるように要望します。平成 23 年 2 月 22 日の厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課の『障害健康福祉関係主管課長会議資料』によると、当該サービスの利用は生涯一度きりではないと記されているにも拘わらず、市町によって解釈が異なる場合があります。今一度、全県での周知徹底をお願いします。

以上